

平成29年度

第13回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年10月10日 (火)
開会13時35分 閉会15時00分

場 所 教育委員室

平成 2 9 年度
第 1 3 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県教育功労者表彰について

第 2 号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成 2 9 年第 3 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(3) 協 議

①大分県教育実践者表彰について

②管理職、主幹教諭及び指導教諭選考について

③竹田高校剣道部に係る住民訴訟の福岡高裁判決について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

2 傍聴人

8 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度 第13回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案及び協議の①、②は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第2号議案及び協議の①、②は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【報 告】

①平成29年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成29年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長及び森崎参事監兼教育財務課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成29年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明します。資料の3ページをご覧ください。

平成29年第3回定例県議会の最終日に追加上程された議案の教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）関係部分」につきまして、地教行法第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決をいただくところですが、日程の都合上協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。議案の内容等につきましては、教育財務課長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

(森崎参事監兼教育財務課長)

「平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）の教育委員会所管分について」説明いたします。資料の16ページをお開きください。

表の一番下、2重線で囲んでおりますが、教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にございますとおり、2億7,435万3千円の増額

です。今般の台風第18号で被災した学校施設及び文化財の復旧に要する経費を追加で補正するものでございます。補正にあたりましては、被害の全容が判明していない段階ではありますが、被災箇所の復旧を一日でも早く進め、生徒たちの学校生活の安全・安心などを速やかに確保できるように、今把握している被害状況と、これまでの被災経験を踏まえ、必要と考える対策を可能な限り盛り込んだものとしております。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように、1,144億297万5千円となります。

個別事業の説明については、17ページの「平成29年度一般会計9月補正予算案の概要」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、1番「県立学校施設災害復旧事業」は2億6,910万3千円です。これは、被災した津久見高校及び佐伯鶴城高校の復旧を行うものです。

次に2番「文化財保存事業費補助事業」は525万円の増額です。

これは、被災した県指定文化財で臼杵市にあります臼杵城跡及び国東市にあります石立山岩戸寺(いしだてさんいわとじ)の復旧を行う市町村等に対して助成するものです。説明は以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

高校の復旧にあたって予算を建てていただいたのはありがたいと思います。これらの復旧はいつ頃を予定しているのでしょうか。また、現在の状況についても教えてください。

(森崎参事監兼教育財務課長)

高校に関して、被害があったものは7校でした。津久見高校以外については今月中に復旧できると思います。津久見高校については、床上浸水等でかなりの被害を受けました。グラウンドとテニスコートについては土砂堆積等の被害がありましたが、天候にも因りますが、今月中旬くらいには復旧できる見込みです。体育館や多目的体育館、格技場などについては中まで泥が堆積しており、それを除去して消毒し、床を張り替えるという作業が必要になります。現在、専門業者に見てもらっております。いずれにしても早急に復旧したいと考えています。

【協 議】

③竹田高校剣道部に係る住民訴訟の福岡高裁判決について

(工藤教育長)

では、協議の③「竹田高校剣道部に係る住民訴訟の福岡高裁判決について」井上体育保健課長から説明いたします。

(井上体育保健課長)

〈説明概要〉

- ・平成29年10月2日の福岡高等裁判所の判決について
- ・高裁判決後の対応等について

(工藤教育長)

ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

(首藤委員)

今回の判決は「控訴を棄却する。」という判断でしたけれども、前回の判決と異なる点があれば、説明してください。

(井上体育保健課長)

今回の判決では一審よりも踏み込んで事実認定を行っており、元顧問が熱射病に起因する意識障害及び熱射病自体を疑うことができたので、熱中症により死に至ることの予見可能性もあったものと認め、重過失ありと認定されている点です。

また、元顧問が生徒の安全確保を図るべき教諭の立場にありながら、生徒の状況を見守ることなく、また、僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったのにそれをする事もなかったことや体罰及び威圧的発言により、異常に気付いた他の者の関与を妨げ、生徒の生命、身体に対する安全をおろそかにし、危険にさらしたことなどが認定されている点が、前回と違った点です。

(松田委員)

今回の判決は重く受け止めないといけないと思います。二度とこうした不幸な事故が繰り返されないことがないようにするためには、教職員に児童生徒の大切な生命・身体を預かっていることを再認識してもらいたいと思っています。このための再発防止の方策としてどのようなことを考えていますか。

(井上体育保健課長)

部活動の適切な指導の在り方について、より多くの教職員に伝えていくことが大切であることから、各学校には既に配付し、ホームページに

も掲載しています「運動部活動指導の手引」を一層活用するとともに、これまでも行ってきた文書、口頭での呼びかけ、県教育委員会主催の研修会等を通じて、繰り返し指導していきたいと考えています。

また、学校内で組織的に対策ができるよう、管理職による定期的な観察について指導を強化したいと考えています。

現在、各学校では熱中症をはじめとする緊急時の応急措置に関してマニュアルを整備し、緊急時には全員が対応できるよう校内研修等を通じて情報を共有しています。マニュアルの検証、見直しを毎年行い、より実効性のあるマニュアルとするよう指導しているところです。

(高橋委員)

今回の判決を受け入れることによって、部活動への影響はありませんか。それから先生たちの指導には影響ないですか。その上で、今後どのような点に留意して先生たちを指導していきますか。

(井上体育保健課長)

今回の判決では、本件の特殊事情を重過失の理由としていることから、普通の指導を行えば問題が発生することはなく、部活動に与える影響はないと考えています。

運動部活動は学校教育の一環として、先生方のボランタリーな協力のもとに行われており、体力の向上や健康の増進だけでなく、豊かな人間性の育成にも極めて効果的な活動です。

指導者と生徒の信頼関係を築きながら安全・安心を確保して活動することが、最も効果的な指導となります。この点をこれからも部活動指導の柱として指導していきたいと考えています。

(高橋委員)

生徒たちも一所懸命に部活を行っていますので、先生たちへの指導をよろしくお願いします。

(林職務代理者)

大分県教育委員会ではこれまでも体罰の撲滅に取り組んできたわけですが、この判決を受けて、その取組をさらに強化してほしいと強く思います。体罰の撲滅について、どういう点に注意していきますか。どのようなことに取り組んでいきますか。

(井上体育保健課長)

体罰は法令に反する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことです。部活動指導中の体罰防止に向けて、毎年4月に通知文を発出するとともに、運動部活動指導者講習会において、スポーツ医・

科学や子どもの人権を尊重した指導、コーチング理論等についての研修を行っています。今後も、真の指導力とは何かということ念頭において、体罰に拠らない合理的な指導が行われるよう指導を一層強化してまいります。

(岩崎委員)

高裁判決に対する対応をどのようにするかについて判断するためには、教育委員会が控訴をする方針を決めた理由を考える必要があります。

この方針を決定した事情は、まず第一に関係者である元顧問が事実関係について争っているという事実がありました。国家賠償法に基づく損害賠償が認められた場合に、公務員個人に求償することについては、教育現場に極めて大きな影響があります。教育委員会としては、今回の事件で元顧問に求償をする必要があるかどうかという点と、仮に求償をすべきであるという場合には、求償権の要件である重過失が具体的にどのような事実の元に認められるのかということをはっきりする必要があります。したがって、高裁に今回の具体的な事案についてきちんと事実認定をなした上で求償すべきかどうかの判断をしていただきたいというのが控訴の方針を決定した理由だったのです。

今回、高裁においては控訴人側、元顧問側、被控訴人側も、それぞれの認識に基づく事実関係を主張・立証しています。その上で、高裁は一審判決よりも踏み込んだ判断をし、結果的には控訴棄却という判決となったわけです。

高裁判決が出された結果、今回の事案について国家賠償法の求償権の要件として、具体的な事実関係が確定する中で求償をすべきであるとの判断がなされたわけですが、事例判決としては、かなり詳細な事情を前提として求償請求をなすべきであるとの判断が示されたと考えています。先ほど現場での部活動の指導はボランティア的になされているとの説明がありましたが、部活動を指導していただいている教員の方々にとっても、今後部活動の指導をする上で、これだけのことがあったから求償されるという判断がなされたのであるという内容を極めて明確にしてくれた事例判決が出されたのですから、今回、控訴した意義は大きかったと思います。

判決の詳細を見てみますと、通常部活動で指導している範囲内において仮に事故が発生したからといって求償権行使の要件に当たる重過失が認められるかといいますと、そのようなことにならないということがはっきりしたと考えます。今回の事例は、部活動指導としては明らかにその限度を超えたと判断できる極端な事案だという認定が高裁の判断でなされています。この意味では、現場の部活動指導の際に大きな影響を与えることはないだろうと思います。今回の控訴審の判断は、大分県教育委員会、或いは全国で部活動の指導をしていただいている教員の方々

にとっても、重過失と判断された具体的内容を見る限りでは当然の判断ではないかと思われまます。私としては、今回の高裁判決に対して上告をしないという方向性についてはそれで良いと考えまます。

一点、県教育委員会の担当者から、先ほど「部活動における安全配慮の問題について、学校現場にきちんと認識してもらいこのようなことが二度と起きないようにしたい。」と言われた点について私から補足させていただきたいと思いまます。部活動の指導に携わる教員の方々の安全配慮義務という観点からみまますと、特に熱中症については、これだけ重大な結果が生じた事案で、詳細な事実認定がなされた上で重過失があるケースの判断がなされたことになりまます。この事件等に対応する熱中症対策がマニュアル化されてきちんと整理することは大変意義があることですが、部活動を指導される先生方の注意義務という点を考えまますと、こういう場合は熱中症として早めに対応しなければいけないという認識の共有化に繋がります。つまり、指導する教員の方々にはそれだけ高度の注意義務が確認されたということになるのです。そのような面も踏まえて、学校現場に対して熱中症等に対する対応をきちんとするよう指導させていただきたいと思いまます。よろしくお願いまます。

(林職務代理者)

確認ですが、事実認定では熱射病とありますが、熱射病と熱中症とはどのように違いまますか。

(岩崎委員)

熱中症は軽い方からⅠ度、Ⅱ度、Ⅲ度と段階がありまして、一番重度のⅢ段階が熱射病と言われていまます。その重い症状を放置しまますとなかなか回復が難しいので、早めに対応しなければ極めて危険な状態になりまます。

そのような認識を持つように学校現場にきちんと徹底していただきたいと思いまます。そういう意味では熱中症・熱射病というものは、今回の事案でも明らかになったように、早め早めの対応するという認識を教員の皆さんに持っていただきたいと思いまます。

(林職務代理者)

体育館に保冷設備の扇風機などを整備すると予算が必要になると思いまます。どの程度設備が整っているのでしょうか。

(井上体育保健課長)

体育館によっては、風通しの悪いところもありまます。学校現場では通気や学校によっては工業用の扇風機や氷などを体育館に準備しているところもありまます。学校では限られた予算の中でいろいろな工夫をしてい

るところです。

(高橋委員)

室内のスポーツに限りますが、意外と熱中症を見落としやすい状況に陥ってしまいますので、なるべく早い対応をお願いしたいと思います。そういった指導も重ねてお願いします。

(松田委員)

ある学校では6年前に大分県教育委員会から出された「運動部活動指導の手引」を使って毎年2回ぐらい指導者の研修しているようです。当然熱中症についても先生方もすごく勉強していますが、そのような中でも起きてしまいますので、実際はそのような研修等をもっと強化して、自分の意識としてやっていくということが大切ではないでしょうか。

熱中症の予防ということで、「運動部活動指導の手引」の中にも記載されていますので、もう一度これを見直し、一層指導を強化してはいかがでしょうか。

(井上体育保健課長)

研修等は繰り返し、またマニュアル等もその都度改訂しながら行っていくことが重要なことだと思います。県教育委員会としても指導を強化していきたいと思っています。

(工藤教育長)

他にございませんか。

では、議論もかなり出たようですので、協議ではございますが、「上告しない」という方向性についてお諮りしたいと思います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

教育委員会として、上告を見送る方針を確認いたしましたので、今後はその方向で必要な手続を進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 大分県教育功労者表彰について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育功労者表彰について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①大分県教育実践者表彰について

(工藤教育長)

次に、協議の①「大分県教育実践者表彰について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

今回の協議を踏まえて次回、議案の提出をお願いします。

②管理職、主幹教諭及び指導教諭選考について

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議を踏まえて進めてまいります。

(工藤教育長)

他にありませんでしょうか。それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成29年度第13回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。